

各位

会社名 株式会社メタプラネット
 代表者名 代表執行役 CEO サイモン・ゲロヴィッチ
 (東証スタンダード市場：3350)
 問合せ先 IR 部長 中川 美貴
<https://metaplanet.jp/ja/ir-contact>

新たな社債発行プログラム「BitBonds」の創設ならびに同プログラムに基づく初回社債の発行に関するお知らせ

当社は、このたび、新たな社債発行プログラム「BitBonds」（以下「本プログラム」といいます。）を創設するとともに、本プログラムに基づく初回の社債発行として、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）において規定される少人数私募（以下同じです。）により、第 21 回～第 24 回無担保普通社債（以下、総称して「本社債」といいます。）を発行いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。BitBonds は、少人数私募による社債を継続的に発行することを前提としたプログラムであり、各回号の社債の取得勧誘は、金商法その他の関係法令に定める少人数私募の要件（勧誘対象人数の通算に関する規定を含みます。）を遵守して行われます。当社は、今後も市場環境等を踏まえながら本プログラムに基づく社債発行を継続するとともに、中長期的には、発行規模の拡大に応じて、有価証券届出書等の提出を伴う公募社債の発行が可能となるよう、必要な体制整備を進めてまいります。

なお、初回発行分（第 21 回～第 24 回無担保普通社債）につきましては、少人数私募の制度により勧誘を行い、本開示日現在、発行を完了しております。本プログラムに基づき今後追加で発行する社債につきましては、その取得勧誘開始時に最終的な発行条件を決定する予定です。

記

1. 「BitBonds」プログラムの創設

BitBonds は、当社が新たに導入する継続的な社債発行プログラムであり、本プログラムに基づき、当社は複数回にわたり非劣後の社債（無担保普通社債）を発行する予定です。本プログラムは、当社が必要に応じて継続的に社債を発行できる枠組みを構築するものであり、各回号の具体的な発行条件は、それぞれの取得勧誘開始時に決定されます。各回号は、償還期限および利率等の発行条件が相互に異なる別個の社債として発行され、投資家に対する取得勧誘は、発行条件が確定した特定の回号についてのみ、回号ごとに行われます。

当社は、BitBonds を、普通株式、株式関連商品および優先株式による資金調達に並ぶ中核的な資金調達手段として位置付けており、継続的な発行を通じて、当社の資本構成における中長期的な資金調達基盤として確立していく方針です。また、本プログラムは、投資家が当社のビットコイン戦略へ参加するための投資手段の選択肢を拡充するものです。当社普通株式は、当社が保有するビットコインの価値変動を比較的直接的に反映する一方、本プログラムに基づき発行される社債は、以下に記載する当社の信用力を前提として、ビットコイン価格の変動に左右されることなく、所定の利息および元本償還を受けることができる商品となります。本プログラムを通じて、当社は投資家層の拡大を図るとともに、日本の円建て債券市場における資金調達能力を一層強化してまいります。また、本プログラムの創設は、当社が日本の債券市場へ本格的に参入することを意味するとともに、上場ビットコイン・トレジャリー企業としてのバランスシートと、当社完全子会社であり第一種金融商品取引業者として登録を受けた株式会社メタプラネット証券（以下「メタプラネット証券」といいます。）による販売チャネルを初めて連携させるものです。当社は、当社自らが金融商品を組成し、メタプラネット証券が投資家へ直接販売を行うこの垂直統合型モデルは、日本市場において先進的な取組みであると考えております。

本プログラムに基づき発行される社債は、当社全体の信用力を裏付けとする債務であり、特定の資産を担保とするものではありません。したがって、社債権者の請求権は、特定資産ではなく、当社全体のバランスシートによって支えられ、その主要資産は当社が保有するビットコイン・トレジャリーとなります。

当社は、このバランスシートを単に保有することを目的として構築してきたものではありません。BitBonds は、当社のビットコイン・トレジャリーが有する価値を固定利付資金へと転換し、当社の中長期的

な成長戦略を支えるための資金調達手段として位置付けられます。今後の各回号の発行の要否、規模、時期および条件は、当社の資金需要、市場環境および投資家の需要等を踏まえ、金商法上の少人数私募の要件の範囲内で、それぞれの取得勧誘開始時に決定してまいります。また、将来における発行規模の本格的な拡大に向けては、社債管理者の設置および有価証券届出書等の提出を伴う公募社債の発行を含めた発行体制の整備を進めてまいります。

2. 背景：日本の社債市場

日本が持続的なプラス金利環境へ移行したことは、円建て債券市場における構造的な転換点となっています。政府による「貯蓄から投資へ」の政策の推進に加え、個人投資家および機関投資家の双方において国内資産への資金配分が拡大する中、円建て利回り商品に対する需要は広がりを見せています。当社は、この需要に応えるためには、現在の市場で提供されているものよりも幅広い信用商品が必要になると考えています。また、投資適格債と未上場中小企業による私募社債との間に位置する市場セグメントは依然として十分に発展しておらず、その発展は、発行体および投資家双方にとって有意義な機会となるとともに、日本の企業信用市場全体の発展にも寄与するものとも考えています。

当社は、この市場セグメントの発展に貢献できる立場にあると考えています。当社は、東京証券取引所に上場し、その開示基準に従う企業であるとともに、その主要資産として、世界の市場で継続的に取引され、高い日次流動性を有するビットコインを保有しています。

3. 初回発行の概要

これまで、当社の普通社債は、単一の機関投資家を引受先とする私募により発行されてきました。本プログラムに基づく初回発行により、当社の信用に基づく投資機会は、個人投資家および事業会社を含む多様な投資家層に対して初めて提供されることとなりました。当社にとって、本プログラムは、資本構成を管理するための手段として、普通株式、株式関連商品および優先株式に加え、非劣後の固定利付債務という新たな資金調達手段を追加するものであり、長期的な観点から、資本コスト、資金調達手段の構成および負債償還期間の最適化を図るための選択肢を拡充するものです。

初回発行は、2026 年 7 月下旬に取得勧誘を開始し、少人数私募により、総額約 2 億円の社債を 4 シリーズに分けて発行したものであり、償還期間は 3 年程度、利率は年率約 4.0% から 4.3% としており、本開示日現在、取得勧誘を終了し、発行を完了しております。本プログラムに基づく最初の案件として、少人数私募により限定的な規模で実施し、今後のシリーズ発行に向けた発行、販売および管理体制を確立することを目的としたものです。今後本プログラムにて発行される際の各社債の詳細な発行条件については、取得勧誘開始時にメタプラネット証券を通じて私募の取扱い等の所定の手続きに則り同社が定める適格性および適合性の基準を満たす投資家のみに対してご案内いたします。

当社は、BitBonds および今後当社が提供する資本市場商品について、メタプラネット証券を投資家への主要な提供チャネルと位置付けるとともに、当社の資本構成、バランスシート、成長戦略および収益戦略を支える重要な構成要素として活用していく方針です。各シリーズの申込み、割当ておよび発行後の管理についても、同プラットフォームを通じて実施される予定です。

メタプラネット証券に関する詳細は、<https://metaplanet-sec.jp> をご参照ください。なお、当該ウェブサイトの内容は、本開示資料の一部を構成するものではありません。

4. 今後の見通し

本社債の発行による、2026 年 12 月期の当社連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。今後、BitBonds プログラムに基づく各シリーズの発行については、その都度、必要に応じて開示を行うほか、開示すべき事項が生じた場合には、適時適切に公表してまいります。

法的留意事項

1. 本開示資料は、BitBonds プログラムの創設および本プログラムに基づく初回発行の完了について公表することのみを目的として作成されたものであり、取得勧誘またはそれに類する行為を目的とするものではありません。また、本開示資料は、日本、米国その他いかなる法域においても、有価証券の募集、売出しもしくははその取得の申込みの勧誘またはそれらに類する行為を構成するものではありません。

2. 本開示資料の日付現在、初回発行分（第 21 回乃至第 24 回無担保普通社債）につきましては、少人数私募による取得勧誘を終了し、発行を完了しております。本プログラムに基づき今後発行される社債の取得

勧誘は、金商法に定める少人数私募の要件（同一種類の有価証券に係る勧誘対象人数の通算に関する規定を含みます。）に従って行われます。メタプラネット証券への登録、口座開設は、本プログラムに基づく社債の取得勧誘の対象となることまたはその取得の機会を保証し、もしくは付与するものではありません。

3. 今後の BitBonds プログラムに基づき発行される社債の条件は既に発行した社債と金融商品市場における相場、その他の指標にかかる変動等により発行条件が異なる場合があります。今後発行される社債の最終的な発行条件は、それぞれの取得勧誘開始時に決定されます。また、当該社債の発行は、当社の判断により、その全部または一部について変更、延期または中止される場合があります。なお、各回号の社債は、償還期限および利率等の発行条件が相互に異なる別個の社債として発行され、その取得勧誘は、発行条件が確定した回号ごとに行われます。

4. 本社債については、金商法に基づく有価証券届出書等の提出は行われておらず、また行われる予定もありません。なお、当社は、将来的に公募による社債発行を実施する場合には、別途、有価証券届出書等の提出、社債管理会社の設置等、法令上必要な手続を行う予定です。

5. 本社債は、当社の無担保・無保証の非劣後の債務であり、格付は取得していません。また、本社債は元本保証のある商品ではありません。元本および利息の支払は当社の信用力に依拠するものであり、当社の主要資産であるビットコインの価格変動により、当社の財政状態および経営成績は重大な影響を受ける可能性があります。

6. 本社債には譲渡制限が付されており、法令および本社債の譲渡条件に従い、メタプラネット証券のプラットフォームを通じた私売出しにより売買することが可能です。ただし、流動性は保証されておらず、市場環境等によっては、投資家が希望する時期または条件で償還日前に売却できない可能性があります。

7. 本開示資料に記載されたウェブサイトは、メタプラネット証券に関する情報提供のみを目的として掲載するものです。当該ウェブサイトの内容は本開示資料の一部を構成するものではなく、また、当該ウェブサイト上のいかなる記載も、本社債の募集もしくは売出し、またはその取得の申込みの勧誘を構成するものではありません。

8. 本社債は、1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づく登録は行われておらず、また将来においても登録される予定はありません。当該登録が行われるかまたは登録義務の免除が適用される場合を除き、米国内において、または米国人（U.S. persons）のためもしくはその計算において、本社債を募集または売却することはできません。また、米国内において本社債の公募は行われません。

9. 本開示資料には、BitBonds プログラムの展開等に関する将来予想に関する記述が含まれています。これらの記述は将来の見通しに関するものであり、実際の結果は、これらの記述に明示または黙示された内容と大きく異なる可能性があります。当社は、法令または適用ある規則により求められる場合を除き、これらの将来予想に関する記述を更新する義務を負うものではありません。

メタプラネット証券での取引に関するリスク・手数料等の説明

1. 社債投資の主なリスク

- 信用リスク
メタプラネット証券で取り扱う社債の発行者または元利金の支払いの保証者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生ずるおそれがあります
 - メタプラネット証券で取り扱う社債の発行者等（以下「発行者等」といいます。）の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクがあります。また、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生ずるおそれがあります。
 - メタプラネット証券で取り扱う社債は、信用格付業者による格付がなされていないため、発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクに対する第三者による意見がございません。
- 価格変動リスク

金融商品市場における相場、その他の指標にかかる変動等により損失が生ずるおそれがあります。

- 円貨建て債券は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、金利水準の変化に対応して価格が変動すること等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生ずるおそれがあります。
- 流動性（換金性）リスク
流動性（換金性）が低いことによって損失が生ずるおそれがあります。
 - メタプラネット証券で取り扱う社債は、市場で取引されない円貨建て債券であり、償還日より前に換金するためには、メタプラネット証券または第三者との相対取引により譲渡することとなりますが、メタプラネット証券以外の譲渡先についてはご自身でつけていただく必要がある他、メタプラネット証券はいかなる意味においても購入を約束するものではなく、メタプラネット証券の判断によってメタプラネット証券が購入を行わない場合があります。このため、メタプラネット証券で取り扱う社債は市場で取引される債券と比較して流動性（換金性）が低く、メタプラネット証券で取り扱う社債を売りたいときに売れない、買いたいときに買えないことがございます。
- あらかじめ決められた方法で任意償還される場合があります。
 - メタプラネット証券で取り扱う社債には、最終償還期日以前にあらかじめ決められた方法で、その時点で残存する社債の全部が任意償還されることが定められている場合があります。任意償還がなされた場合、最終償還期日までの利息を得ることができなくなります。

2. 手数料等諸費用について

- メタプラネット証券で取り扱う社債を私募もしくは私募の取扱い（以下「私募の取扱い等」といいます）により、またはメタプラネット証券との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。
- メタプラネット証券との相対取引によりメタプラネット証券で取り扱う社債を売却する場合、その直前の利払日（初回の利払日が到来していない場合は発行日）の翌日から当該売却にかかる受渡日までに生じた利息相当額が売却金額に含まれますが、当該利息相当額は所定の利率に70%を掛け合わせた利率を適用して計算されます。

3. その他留意事項

- メタプラネット証券で取り扱う社債のお取引は、金商法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象にはなりません。
- メタプラネット証券で取り扱う各社債のお取引にあたっては、当該社債の社債要項、契約締結前交付書面をお渡ししますのでよくお読みください。
- メタプラネット証券が提供する各種広告等には、メタプラネットとの事業提携を前提にしてメタプラネット証券が今後お取扱いを目指す商品（「BTC 関連商品」や「デジタル証券」等を含みます。以下「取扱いを目指す商品」といいます。）に言及される場合があります。もっとも、これらの取扱いを目指す商品については、現時点においてメタプラネット証券において取扱ってはならず、また、今後の取扱いの可否や商品内容について確定している事項はありません。そのため、今後メタプラネット証券が取扱いを目指す商品の取り扱いを開始するか、また、取り扱う場合であっても、その取扱開始時期や取扱商品の内容はいずれも未定です。また、各商品等に所定の手数料等（銘柄ごとに設定された購入または換金手数料および運営管理費用の諸経費等を含みます。）をご負担いただく場合があるとともに、各商品等には固有のリスクが存在しますが、現時点においてそれらの商品の具体的な商品性は未定であるため、それらの商品に関する具体的な手数料等やリスクをお示しすることはできません。各取扱いを目指す商品の手数料およびリスク等は商品ごとに異なりますので、取扱いを目指す商品の取扱いが開始した際には、当該商品等の契約締結前交付書面やお客様向け資料等をよくお読みくださいますようお願いいたします。